

報告タイトル：ロシアにおける移民政策と非正規移住の課題—Russian Immigration Policy and the Issue of Irregular Migration

発表者：ムヒナ・ヴァルヴァラ（熊本学園大学）Varvara MUKHINA (Kumamoto Gakuen University)

キーワード：非正規移民、ロシア、移民政策、「ロシア連邦における外国人の法的地位法」

はじめに—問題の所在と本稿の課題

堀江典生によると、「ロシアはアメリカに次ぐ世界第二位の移民大国なのである」。(堀江、2010-a)。ロシアの連邦移民局の統計によれば、2013年現在のロシアにおける外国籍と無国籍の入国者の数は1千万人にも上るが、移民研究のなかでロシアの事例はそれほど知られていない。2013年現在のロシアにおける移民登録者数は707万人であり、前年と比べて9.2%の増加になった。国籍別にみると、ウズベキスタン(245万5263人)が移民総数の22.3%を占め、次いでウクライナ(161万2240人)が14.7%、タジキスタン(111万1791人)が10.1%となっていた(連邦移民局の統計、2013)。

ロシアにおける移民政策の重要な課題として非正規移民の管理問題が注目を浴びている。連邦移民局長Konstantin Romodanovskiyは、「ロシアにおける非正規労働者の数が350—360万人に上る」と報告した(RIA Novosti,2013)。150万人の正規的労働移民の数に比較すると、非正規労働移民の人数は2.4倍である。

非正規移民を促進する要因に関しては、堀江が「2006年までCIS諸国からの労働者にも課せられていた面倒な労働許可取得の手続きのせいで、多くのCIS諸国からの労働者が不法移民化した」と述べた(堀江、2010-a、p.16)。つまり、現在のロシア移民政策のなかで、非正規移民を促進させる要因があると考えられる。

本稿はロシアの移民政策における非正規移住を促進させる要因を明らかにすることを目的とする。そのため、ロシアの移民政策の核心である「ロシア連邦における外国人の法的地位法」と「ロシア連邦の出入国法」の分析を進めていく。

ロシアの移民政策—「ロシア連邦における外国人の法的地位法」や「出入国法」の分析—

「ロシア連邦における外国人地位法」は、11月1日から施行された。本法では外国人を3つの種類に分けている。一時的滞在外国人、一時的居住外国人と長期的居住外国人(永住者)である。

一時的滞在外国人は、ビザを根拠として、またはビザを必要としない手続きでロシア連邦に入国した、一時居住許可または居住許可証を持たない外国人をいう(土岐、2003)。ビザを必要とする入国者の滞在期間はビザの有効期限内である。しかし、ビザの種類が少なく、外交、職務、一般(訪問、業務、観光、留学、労働、文化交流、庇護申請)、通過、一時的居住者であり、合計12種類である。もう一つの重要なポイントだが、高度人材以外のすべてのビザのカテゴリーは滞在期間が短く、最大1年間迄である。さらに、労働目的で入国した外国人は、労働ビザ以外に就労許可を取得せざるを得ないので、二段階の手続きをせざるを得ないのである。一方、ウクライナ、ウズベキスタン、アゼルバイジャン、タジキスタン等の21か国からの移民は入国ビザ免除で入国できる。ビザなし入国者の滞在期間は90日であるが、労働契約や民事契約などを結んで入国する場合、滞在期間を最長1年まで延長できる(第5条)。

一時的居住外国人の最大滞在期間は3年間である(第6条)。一時的居住許可の申請は海外からでも、国内でもできる。ただし、一時的居住許可証は、連邦政府が定めた割当て数内で交付される。割当て数は、地方自治体が申請し、連邦政府が1年ごとに承認する。その割当て数は非常に限られ、2012年105,807

件、2013年105,000件、2014年95,000件である。その割当て数が経済的な需要に合わないことも指摘される。一時的居住外国人は、一時的居住許可を得た自治体以外での居住と労働は許可されない（第11条）。

一時的居住許可は、1年間で180日以上労働活動に行わない場合に取り消される。しかし、労働活動を行うため、一時的居住許可の他に就労許可が必要である。就労許可も連邦政府による割当てで制限されることも認められ、労働活動の地域も限定されている。外国人労働者を雇用する側も、外国人労働者雇用許可が必要である。外国人労働者雇用許可は割当てで限定されていないが、外国人労働者を外国から招待するために入国招待書が求められ、その数が連邦政府による割当てで制限されている。

ビザ免除の諸国からの外国人労働者が法人だけでなく、個人によっても雇用されることができる。そのため、外国人労働者は「パテント」と呼ばれる登録番号を取得する必要がある。パテントの有効期間は3か月であり、更新が可能であるが、最大有効期間は1年間である。1年以上雇用される場合、また新しいパテントを取得する必要がある。パテントが割当てで制限されておらず、手続きも比較的容易なので、2010年のパテント制度の導入以降は自然人によって雇用された100万人の労働移民の合法化が可能になったと指摘される。

居住許可証を得た外国人は**長期的居住外国人**という（第2条第1項）。居住許可証の期限は5年間である。申請によりさらに5年の延長が可能である。延長回数も制限はない。居住許可の条件は、一時的居住許可を得てロシア連邦に1年以上居住していることである。長期的居住許可を得たものは、ロシア連邦の国民と同様な社会福祉権利を有し、地方自治体の参政権を有する。その意味で、永住者の身分に近い。しかし、長期的滞在許可は永住許可と違って、取り消される場合がある。

結論と考察

非正規移民の問題に直面しているロシアにとっては、入国管理が重要な課題である。しかし現在の移民政策はその機能を効果的に果たしているとは言い難い。ロシアの移民政策の主な弱点としては次のような点があげられる。ビザの種類が少なく、就労移民と非就労移民の区別の機能を満たさないことである。ビザ免除の優遇制は中央アジアなどの諸国からの移民の入国条件を緩和させるが、許可される最大滞在期間が90日で非常に短い。一方、3年間迄の一時的居住許可の手続きが複雑であり、許可数が限定されるので、彼らは滞在期間が切れてもロシアに残り、結果として「不法移民化」される。

以上のことから、ロシアの非正規移民問題の解決に向けて以下のような提言が考えられる。1. ビザ免除の制度を見直す必要がある。2. ビザの種類を拡大し、就労と非就労ビザの区別をする必要がある。3. 就労ビザを労働契約や民事契約に基づいて交付し、最大滞在期間も延長する必要がある。4. 就労許可の制度および一時的居住制を撤廃する必要がある。

参考資料

土岐康子、ロシア連邦における外国人の法的地位法、外国の立法 215（2003.2）、pp. 139-144.

堀江典生、移民大国ロシアの軌跡—中国と中央アジアからの労働移民に着目して—、ロシア・東欧研究第39号、2010

連邦移民局の統計、2013年12月2日現在 <http://www.fms.gov.ru/about/statistics/data/details/54891>

連邦統計局、2013 http://www.gks.ru/wps/wcm/connect/rosstat_main/rosstat/en/main

ロシア連邦における外国人の法的地位法、2002年施行

ロシア連邦の出入国法、1996年施行